

番 号 : 170296
 国 名 : 全世界
 担当部署 : 審査部環境社会配慮審査課
 件名 : 住民移転計画作成支援アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 住民移転計画作成支援
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年6月下旬から2018年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 65M/M、現地 1. 40M/M、合計 3. 05M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間①	現地業務期間①-1	現地業務期間①-2	整理期間①
7日	7日	7日	4日
準備期間②	現地業務期間②-1	現地業務期間②-2	整理期間②
7日	7日	7日	4日
準備期間③	現地業務期間③-1	現地業務期間③-2	整理期間③
7日	7日	7日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月7日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月21日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	住民移転計画作成に係る各種業務
対象国/類似地域	全途上国

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：現時点で予定はないが予防接種が必要となる場合は、必要日数を確保の上、別途指示。

6. 業務の背景

JICA は、2010 年 4 月に「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA GL」）を制定し、協力事業について相手国等に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに環境社会配慮の支援と確認を行っている。特にインフラ事業については、面的な広がりをもつ事業特性上、大規模な用地取得や非自発的住民移転を伴うことが多いため、JICA GL では世界銀行のセーフガード・ポリシー（以下、「世銀 SGP」）にも準拠した慎重な配慮が求められている。

日本政府は、2013 年 5 月に「インフラシステム輸出戦略」を発表したほか、2016 年 5 月の「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」などを通じて、ODA を活用した途上国におけるインフラ事業を推進している。また、途上国側も、民間活力も活用しつつ、国家の経済社会発展に資するべく迅速にインフラ整備を進めたいという意向が強い。このため JICA では、用地取得や非自発的住民移転を含む環境社会配慮を迅速かつ慎重に支援・確認することが求められている。

用地取得や非自発的住民移転に関しては、協力準備調査や相手国の自己資金等による調査等を通じて、JICA GL および世銀 SGP を満たす住民移転計画の作成が必要となる。同計画の作成に際しては、現地法と JICA GL/世銀 SGP との間のギャップ分析、社会経済調査（センサス調査、財産・用地調査等）の実施、補償対象・水準や生計回復支援策の検討、情報公開と被影響住民との協議、実施・モニタリング体制の検討などが必要であり、JICA GL/世銀 SGP が求める要件や現地法等に関する高い専門性が求められる。

以上の状況を踏まえ、本業務は、用地取得や非自発的住民移転を伴う事業の形成に際して、住民移転計画の作成に必要な各種調査・手続等に関する助言を JICA 審査部および相手国政府機関や民間企業等（以下、相手国等）に対して行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、用地取得や非自発的住民移転を伴う事業の形成に際して、各事業で想定される用地取得や非自発的住民移転の規模、相手国の法制度・手続きや関係機関の役割、想定される JICA 協力形態を十分把握の上、専門的観点から JICA GL 及び世銀 SGP に準拠した住民移転計画の作成に必要な各種調査・手続等に関する助言を JICA 審査部および相手国等に対して行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。なお、業務対象事業（別添：候補事業）は、現段階でアジア地域の主要国（フィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド、スリランカ等）におけるインフラ事業 3 件程度、各事業に関して 2 回程度の現地出張を想定しているが、案件形成の進捗状況等により、具体的な業務内容、実施時期等が決まるため、適宜 JICA 審査部と協議の上、業務を行う。

(1) 国内準備

- ア JICA 審査部から提示する対象案件の関連資料をレビューし、案件内容を理解するとともに、現状・課題・課題解決のための方策等を整理する。
- イ 対象案件で想定される用地取得・非自発的住民移転に関する JICA GL 及び世銀 SGP や相手国の法制度で求められる手続きを、関連する既存報告書や相手国等のウェブ情報等を基に机上で確認する。
- ウ イを踏まえ、住民移転計画の作成に必要な現地調査の TOR 案（英文）を作成する。相手国等が雇用するローカルコンサルタントが当該現地調査を行うことを想定しており、その調査内容として、JICA GL および世銀 SGP を満たすよう、以下を含むものとする。
 - ① 住民移転に係る法的枠組みの分析
 - ② 住民移転の必要性の記載

- ③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施
 - ④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案
 - ⑤ 移転先地整備計画の作成
 - ⑥ 苦情処理メカニズムの検討
 - ⑦ 実施体制の検討
 - ⑧ 実施スケジュールの検討
 - ⑨ 費用と財源の検討
 - ⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討
 - ⑪ 住民参加の確保
- エ 住民移転計画の作成に際し、相手国等や受託ローカルコンサルタント等と特に確認すべき留意事項をその理由と併せて抽出し英文資料にまとめる。

(2) 現地業務 1

- ア 現地に出張し、相手国等の用地取得・非自発的住民移転に関する法制度や手続き等に関する追加的な情報収集、現地踏査(事業対象地等)を通じた周辺環境の把握等を踏まえ、(1)ウで作成した現地調査のTOR案及び特に確認すべき留意事項を更新する。
- イ アで更新したTOR案及び留意事項に基づき、相手国等やJICA現地事務所と協議を行い、住民移転計画の作成に際した留意事項、基本方針(住民移転計画の目次、JICA GL及び世銀SGPの要件と相手国法制度のギャップ解消のための方策)、スケジュール等を確認する。

(3) 現地業務 2

- ア 計画作成における主要なタイミング(ローカルコンサルタントによる業務開始時、社会経済調査後、住民協議の前後等)で現地出張し、JICA現地事務所、相手国等が雇用予定のローカルコンサルタント等に対し、現地調査の進捗及び内容確認、現地調査を迅速かつ慎重に進めるための助言を行う。

(4) 国内整理

- ア 住民移転計画(案)をレビューし、その結果を取りまとめ、業務完了報告書を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)業務完了報告書とする。

(1) 業務完了報告書(和文1部)

記載項目は以下のとおり。

- ア 個別対象事業ごとに作成した現地調査TOR案、留意事項、住民移転計画(案)のレビュー結果
- イ その他体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください)。但し、現時点では対象国が確定できていないため、「インド(デリー)」を想定し、渡航回数を6回として見積もりください。航空賃については、成田(日本)ーデリー(インド)間のみを計上してください。

(2) 人件費単価

本業務における直接人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地での業務日程

基本的に、JICA審査部の調査団員が同行しますが、場合により、本業務従事者が単独で現地調査を行う可能性があります。

② 便宜供与内容

当機構在外事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

必要に応じてあり

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じてあり

(2) 参考資料

以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

① 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

(3) その他の業務

場合により、JICA審査部の指示に基づき、7. 業務の内容の一部に代えて、既に作成されている住民移転計画案のレビュー、JICA審査部等による現地出張（環境レビュー時等）への同行と協議支援、JICA内外でのセミナー講師の担当、その他JICA審査業務への助言等の業務を行うこともあり得る。

(4) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について、同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上

別添：本件業務の対象候補事業

(別添)

対象候補事業

国名	案件名	調査想定時期
ベトナム	ハロン市水環境改善事業	2017年7月頃
フィリピン	南北通勤鉄道事業北線延伸(マロロスークラーク間)	2017年7月頃
フィリピン	南北通勤鉄道事業南線	2017年7月頃
インド	デリー・メトロ建設事業	2017年9月頃
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業	2017年10月頃
インドネシア	地熱開発促進事業	2017年11月頃
(未定)	(海外投融資による民間連携事業)	(未定)

*上記は現時点での候補事業であり、案件形成の進捗状況等により、具体的な業務内容、実施時期等が決まるため、JICA審査部と協議の上、契約締結後に業務対象事業を決定する。